

令和 6 年度 第 2 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和 6 年 5 月 1 7 日

場所 十和田市役所別館 4 階会議室

令和6年度第2回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館4階会議室

2. 開 会 日 時 令和6年5月17日（金） 午後2時00分

3. 閉 会 日 時 令和6年5月17日（金） 午後2時31分

4. 出席農業委員（17名）

1番	脊戸潤子	2番	沢井清治
3番	小笠原松寿	4番	沢目勝弘
6番	中野雄一郎	7番	芋田一弘
8番	立崎和寿	9番	山田利昭
10番	稻田優憲	11番	奥山博
12番	小田正喜	13番	外山康仁
14番	竹浦寿広	16番	杉山秀明
17番	力石堅太郎	18番	山崎誠一
19番	箕輪展忠		

5. 欠席農業委員（2名）

5番	米田拓実	15番	野崎さち子
----	------	-----	-------

6. 出席農地利用最適化推進委員（12名）

十和田湖地区	白山雄治郎	十和田湖地区	中屋敷光男
三本木地区	米内山義治	三本木地区	山端敏行
四和地区	工藤優美子	四和地区	古谷朝直
切田地区	若沢弘幸	切田地区	田中稔
大深内地区	大平靖四郎	伝法寺地区	小笠原一成
藤坂地区	市崎貴之	六日町地区	平舘龍徳

7. 会議に付した案件

- 報告第 6 号 農業委員及び農地利用最適化推進委員の最適化活動の点検・評価について
- 報告第 7 号 十和田市農業委員会における農地利用の最適化推進の状況及びその他事務の実施状況について
- 報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- 報告第 9 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
- 報告第 10 号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第 11 号 非農地判断を行った農地について
- 議案第 7 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について
- 議案第 8 号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
- 議案第 9 号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 10 号 十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について
- 議案第 11 号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

8. 議事録署名委員

2 番 沢 井 清 治

4 番 沢 目 勝 弘

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	櫻 田 修一郎	事務局 次 長	中 村 淳 一
事務局農地係長	吉 田 武 範	事務局振興係長	苫米地 慶
事務局推進監	高 橋 克 彦	事務局主 査	東 浩 治
事務局主 査	戸 舘 奈津美		

10. 書 記

事務局主 査 戸 舘 奈津美

議長（箕輪展忠）本日の欠席通告者は、５番 米田 拓実 委員、１５番 野崎 さち子 委員です。出席委員は、定足数に達しておりますので総会は成立いたしました。ただ今より、令和６年５月９日に告示招集いたしました、令和６年度第２回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議長（箕輪展忠）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。２番 沢井 清治 委員、４番 沢目 勝弘 委員を指名いたします。

議長（箕輪展忠）会議書記には、戸舘 奈津美 君を、参与には、事務局長以下各職員を任命いたします。

議長（箕輪展忠）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日１日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認め、総会の会期は本日１日限りと決定いたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第６号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）１ページをお願いします。報告第６号、農業委員及び農地利用最適化推進委員の最適化活動の点検・評価について。農林水産省経営局長通知（令和４年２月２日付３経営第２５８４号）及び農林水産省経営局農地政策課長通知（令和４年２月２５日付３経営第２８１６号）により、農業委員及び農地利用最適化推進委員から提出された最適化活動の自己点検・評価に基づき、別紙のとおり報告する件です。２ページから６ページです。２、３ページが農業委員の最適化活動の実績、４ページから６ページが推進委員の最適化活動の実績となっております。標記に関しまして、各委員の氏名は記載せず、活動日数が多い順に記載しております。令和５年度は委員の改選がありましたので、改選前の委員の実績についても掲載しているため、農業委員、推進委員の振り番も委員定数よりも多いものとなっております。農業委員、推進委員ともに、農地集積率では、目標８０パーセントに対し全ての地区で目標未達成、遊休農地解消面積の目標達成率には、

概ね達成できたものから期待通りの結果にはならなかったものなどバラつきがあります。新規参入に関する目標達成状況については、ほぼ期待通りの成果であった、おおむね目標を達成できたなどの自己評価がされており、委員の皆様の活動に対する農業委員会による評価につきましても、目標に対して期待どおりの結果が得られたとして評価しております。この最適化活動の点検・評価につきましても、本総会での承認後、市ホームページで公表することとされております。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

農業委員（竹浦寿広）活動日数については、すべての農業委員、最適化推進委員が毎月10日以上活動できています。成果実績は、一部達成できていないものもありますが、概ね目標達成できているので今年度も引き続き達成に向けてみんなで頑張って活動していこうと思っています。以上です。

議長（箕輪展忠）ありがとうございます。他にございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第6号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第7号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）7ページをお願いします。報告第7号、十和田市農業委員会における農地利用の最適化推進の状況及びその他事務の実施状況について。農林水産省経営局長通知（令和4年2月2日付3経営第2584号）及び農林水産省経営局農地政策課長通知（令和4年2月25日付3経営第2816号）により、十和田市農業委員会における農地利用の最適化推進の状況及びその他事務の実施状況について、別紙のとおり報告する件です。8ページです。令和5年4月1日現在の農業委員会の体制、農家・農地等の概要について記載しております。9ページから12ページにかけて、最適化活動の実施状況について記載しております。まず、成果目標に対する実績といたしまして、（1）農地の集積について、令和5年度末の集積率目標80.0パーセントに対し、実績集積率が61.1パーセントで、目標達成率76.4パーセントとなっております。（2）遊休農地の発生防止・解消について、緑区分の遊休農地の解消目標面積2.2ヘクタールに対し、10ページの③、0.9ヘクタールの解消実績で、40.9パーセントの達成率となっております。（3）新規参入の促進について、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得たうえで公表する農地の目標面積25.9ヘクタールに対し、11ページの③実績が211.6ヘクタールで、817.0パーセントの達成率となっております。次に、2の最適化活動の活動目標に対する実績とい

たしまして、(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標について、各委員 1 人当たりの一か月あたりの活動目標日数を 10 日としておりましたが、これにつきましては、先の報告第 6 号にもございましたように、各委員 10 日以上がなされており、目標が達成されております。(2) 活動強化月間の設定については、3 回の実施目標に対し、8 月、9 月、12 月の 3 回実施し目標を達成しております。12 ページです。(3) 新規参入相談会への参加について、目標参加回数 1 回に対し、8 月に十和田市役所、12 月に青森市のアスパムで開催された相談会へオンライン参加、令和 6 年 2 月に市の生涯学習センターで開催された農業の経営継承セミナーへの参加と、3 回の参加実績となっております。以上のことから、農業委員会では、令和 5 年度の委員の皆さんの最適化活動について、目標に対して期待どおりの結果が得られたとした点検・評価結果としております。13 ページですが、事務の実施状況について記載しておりますので、後ほどお読み取りください。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第 7 号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第 8 号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）14 ページをお願いします。報告第 8 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。15 ページです。農地法によるものが 4 件、6 筆、16,707 平方メートルです。今後の意向については、8 番は未定、9 番と 10 番は自ら耕作、11 番は売買予定です。なお、11 番は 3 条の議案が関連して提出されています。16 ページです。農地中間管理事業によるものが合計 4 件、9 筆、11,547.16 平方メートルです。今後の意向は、全て受け手を変更して賃借の予定です。協力金の返還はございません。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第 8 号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第 9 号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎） 17ページをお願いします。報告第9号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は、18ページから22ページになります。今回は合計7件、111筆、290,597平方メートルで、いずれも相続による所有権の取得です。取得後については、自ら耕作、農地として管理、貸借中などとなっています。あっせんの希望はありません。なお、現況が農地以外の用途になっているものについては、今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思います。以上です。

議長（箕輪展忠） 報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠） なしと認めます。よって報告第9号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠） 次に報告第10号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎） 23ページをお願いいたします。報告第10号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。24ページです。今回の照会は、1件、1筆、151平方メートルで、現地調査は5月9日に実施し、法務局への回答は5月10日に行っております。照会地は西小学校から南東に約400メートルの地点です。照会地は平成12年建築の住宅の敷地となっており、20年以上宅地の状態で、税務課の土地課税台帳においても現況地目が宅地であることから、非農地と判断しております。以上です。

議長（箕輪展忠） 報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠） なしと認めます。よって報告第10号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠） 次に報告第11号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎） 25ページをお願いします。報告第11号、非農地判断を行った農地について。農地法の運用について（平成21年12月11日付け農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき、別紙のとおり農地法第2条第1項の農地に該当しないものと判断したので報告する件です。内容は26ページです。遊休農地に関する措置として、農地法第30条では、必要があると認めると

きは、いつでも利用状況調査を行うことができると規定されております。合計12筆、15,801平方メートルの農地について、令和6年5月9日に現地確認を実施いたしました。その結果、現地はいずれも長期間耕作した形跡がなく、原野、山林の状態となっていたため、農地としての再生は困難であることから、非農地と判断いたしました。所有者に対しては、非農地通知書を交付し、速やかに地目変更登記の手続きを行うよう指導してまいります。以上です。

議長（箕輪展忠）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第11号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）ここからは議案に入ります。今月担当した調査班の調査員は、小田班長、芋田委員、中野委員の3名です。5月9日に現地調査及び市役所別館4階会議室1にて聴取調査を行っております。

議長（箕輪展忠）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時13分

（ _____ 委員 退席 ）

再開 午後2時14分

議長（箕輪展忠）休憩を解いて会議を再開します。

議長（箕輪展忠）次に議案第7号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）27ページをお願いします。議案第7号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める件です。内容は、所有権の移転に関するものが、28ページから29ページに記載されております。合計9件、15筆、17,669平方メートルで、10番が新規就農となっております。なお、先ほどの報告第8号の合意解約後の所有権移転等に係る案件は、29ページの15番です。30ページです。賃借権の設定に関するものが、合計4件、13筆、25,732平方メートルとなっております。以上です。

議長（箕輪展忠）許可申請に係る現地調査の結果について報告を願います。12番

小田 正喜 委員お願いします。

報告委員（小田正喜）農地法第3条の許可に関する報告をします。今回の申請は、所有権の移転9件、賃借権の設定4件の合計13件です。所有権の移転は、10番から15番までが売買によるものです。16番と18番が知人へ、17番が親戚へ贈与するものです。このうち新規取得は、10番です。賃借権の設定は、労働力不足によるものです。今回の申請について、現地確認、写真確認等を行い、農地法第3条第2項各号等に照らして審査した結果、農地法第3条調査書のとおり、すべての申請は許可要件を満たしていると認められます。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）小田委員、ご苦労様でした。

議長（箕輪展忠）次に新規取得者に対する聴取調査の結果について報告をお願いします。
三本木地区 米内山 義治 農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（米内山義治）農地法第3条の許可に関する新規取得について報告をします。
28ページの申請番号10番の小規模の新規取得となる譲受人に対し、5月9日午後2時、市役所別館4階会議室1において調査員3名と私の、計4名で聴取調査を行いました。聴取調査では、営農計画書を基に、機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが、特に問題はありませんでした。現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから、取得にあたっては、特に問題はないと判断します。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）米内山推進委員、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は許可することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時18分

(_____ 委員 着席)

再開 午後 2 時 1 8 分

議 長（箕輪展忠）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（箕輪展忠）次に議案第 8 号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎） 3 1 ページをお願いします。議案第 8 号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）第 1 条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 5 条第 4 項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は、3 2 ページから 3 3 ページです。合計 7 件、1 5 筆、3 7, 4 0 8 平方メートルとなっております。以上です。

議 長（箕輪展忠）農用地利用調整会議の結果について報告願います。はじめに三本木地区 米内山 義治 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（米内山義治） 7 番の調整内容を報告します。4 月 1 0 日午前 9 時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠）米内山推進委員、ご苦労さまでした。次に四和地区 工藤 優美子 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（工藤優美子） 8 番と 9 番の調整内容を報告します。8 番は 4 月 1 0 日午前 1 0 時、9 番は同日午前 1 1 時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠）工藤推進委員、ご苦労様でした。次に藤坂地区 市崎 貴之 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（市崎貴之） 1 0 番の調整内容を報告します。4 月 1 0 日午後 1 時 3 0 分、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手

の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）市崎推進委員、ご苦労様でした。次に深持地区 古谷 朝直 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（古谷朝直）１１番の調整内容を報告します。４月２４日午前１０時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）古谷推進委員、ご苦労さまでした。次に伝法寺地区 小笠原 一成 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（小笠原一成）１２番と１３番の調整内容を報告します。１２番は４月２４日午後１時３０分、１３番は同日午後２時３０分、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）小笠原推進委員、ご苦労様でした。事務局から補足説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）ただいま各委員のみなさまからご報告いただきました調整の結果、十和田市農用地利用集積計画の作成を要請する各要件につきましては、お手元の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項調査書のとおり、全て適であると判断いたしております。以上です。

議長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第８号は要請することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）次に議案第 9 号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）34 ページをお願いします。議案第 9 号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）第 1 条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。賃借権の設定については、35 ページから 38 ページです。賃借権の権利設定の合計は、7 件、30 筆、70,441 平方メートルとなっております。再設定は 23 番で、その他はすべて新規です。出し手から機構及び機構から受け手の利用権の設定の期間については、2 年のものが、23 番と 25 番で、その他はすべて 5 年となっております。次に、使用貸借に係るものは 39 ページから 43 ページです。使用貸借による権利設定の合計は、10 件、51 筆、100,144 平方メートルです。20 番と 23 番が権利の再設定で、その他はすべて新規の権利設定です。利用権の設定期間は、3 年、5 年、10 年などとなっております。今回、協力金の対象となるものはございません。以上です。

議長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第 9 号は原案のとおり決定いたしました。

議長（箕輪展忠）次に議案第 10 号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）44 ページをお願いします。議案第 10 号、十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農地中間管理機構に対して別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。

45ページです。賃借権によるものが、合計3件、4筆、9,409平方メートルで3件とも新規設定となっております。46ページです。使用貸借によるものが、合計2件、11筆、8,604平方メートルで2件とも新規設定となっております。以上です。

議長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は要請することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠）次に議案第11号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）47ページをお願いします。議案第11号、農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、十和田市長から別紙のとおり照会があったので意見を求める件です。48ページです。今回の変更区分は、いずれも農振の除外で合計4件、6筆、7,130平方メートルです。4番は、杉ノ木集会所から南西へ約900メートルの地点です。変更理由は、三方を山林に囲まれ日当たりが悪いことから、山林へ転用しようとするものです。農地区分はその他の2種農地です。申請地は、周囲の状況から農地としての利用は困難であり、山林としての土地利用計画からも事業計画は妥当であるため、整備計画の変更は適当と判断されます。5番は、北バイパスのラーメン大龍から南東に約150メートルの地点です。変更理由は、借家暮らしを解消し、実家の隣接地に店舗兼住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、集落接続により不許可の例外に該当し、計画地の選定及び土地利用計画からも事業計画は妥当であり、整備計画の変更は適当であると判断されます。6番は、北バイパスのラーメン大龍から南東に約150メートルの地点です。申請地は、5番の隣接地で、平成3年に整備計画に変更申出を行わずに自宅の増築を行っているもので、今回の5番の申し出に合わせ、始末書付きで自宅の一部の是正手続きを行うものです。7番は、トヨフレックスから一本木川沿いに東に約400メートル先の地点です。変更理由は、申出者の経営する既存事務所が建っている土地の隣接地に、従業員駐車場、業務用車両駐車場及び業務用車両洗車場を整備す

るものです。農地区分は、第1種農地ですが、既存施設の2分の1以内の拡張のため、不許可の例外に該当し、事業計画は妥当であることから、整備計画の変更は適当であると判断されます。以上です。

議 長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は承認することに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠）以上で、今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもって、令和6年度第2回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

———— 閉会 午後2時31分 ————